

## 議事要旨(1) 2015 年 10 月開催会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)への対応

冒頭、小賀坂副委員長より、2015 年 10 月に開催が予定されている会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)会議への対応について、審議資料に基づき説明がなされた。続いて、関口常勤委員及び北澄専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### 「アジェンダ協議」

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - リサーチプログラムの緊急度と重要性に関する質問に対する回答(案)としてASBJ事務局が作成した資料に記載されている表の記述は、どのプロジェクトを取り上げるべきかを検討する観点からは、一般的過ぎる回答となっているため、再度検討して欲しい。また、基本財務諸表や引当金についてのコメント案として、IASBの取組みに対して慎重な姿勢を求める見解を示しつつ、わが国関係者にとって重要性が高いと考えられる項目が含まれているとしているが、当該記述では、コメントの趣旨が明確に伝わらないのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- コメントレターを作成する際には、別途、わが国関係者が考える優先順位が明確になるように記述を行いたい。基本財務諸表や引当金については、記述している内容を吟味したうえで、趣旨が伝わるように発言することを予定している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 外貨換算の機能通貨の決定方法について、比較的短期の限定的なプロジェクトによって解決し得るというコメント(案)の趣旨について確認したい。また、本件は、容易に解決出来るとも読み取れるので、コメントレターを作成する際には、その内容をより明確に記載したほうが良いと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 機能通貨の決定方法については、一部硬直的過ぎるという指摘がされているが、事務局としては、本件についてそれほど大幅な修正を必要とせずに解決出来るのではないかと考えている。例えば、米国会計基準では、経営者の判断を強調するアプローチが採用されており、IFRSでもこうしたアプローチを取り入れることで寄せられている懸念を緩和できるのではないかと考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- アジェンダ協議の頻度については、3年から5年に変更する理由が明確でないと考えている。ASAF会議における他の基準設定主体の意見などを踏まえ、再度議論を行いたい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 保険契約のプロジェクトについて、Fatal Flawレビューを行うだけでなく、フィールドテストを行うことを含め、十分なプロセスを経ることが必要と考えるというコメント案については、賛成する。ただし、基準公表後に修正を行うことや適用日に係る懸念事項等についても、コメント案に含めたほうが良いと考えている。

#### 「IAS第37号 引当金、偶発債務、及び偶発資産」

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 概念フレームワークの公開草案が及ぼし得る影響に関して、IAS第37号「引当金、偶発負債、及び偶発資産」についてのみ取り上げるに至った経緯を確認したい。
  - 蓋然性の規準を入れることで、概念フレームワークレベルにおいて例外を設けなければならなくなるリスクや基準に意図しない影響が出てこないか等が懸念される。蓋然性の規準を残さないとした場合の影響のみでなく、蓋然性の規準を入れた際の影響についてもバランス良く検討してほしい。
  - 新しい概念を賦課金に適用した場合、負債がより早い時期に識別されることになり得るとのことだが、もう少し詳しく説明してほしい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IASBは、IAS第37号に係るリサーチプロジェクトを開始しており、その中で概念フレームワークプロジェクトとの関係について考慮することとしている。今回、こうした背景において、IASBスタッフが概念フレームワークの修正がIAS第37号に与える影響について予備的な分析をまとめているほか、個人的な見解として、概念フレームワークにおける負債の定義の変更がIAS第37号における負債の認識のあり方に大きな変更を生じさせないのではないかという旨が示されている。
- 蓋然性の規準については、概念フレームワークに記述されるべきと考えているが、他方、すべての場合にそれが必要だとは考えていない。このため、どのような場合に蓋然性の規準が必要かについて事務局において検討を行っている。具体的な検討案については、今後議論を予定している。
- 概念フレームワークの公開草案では、負債は、「過去の事象に基づき、企業が負っている現在の債務」とされており、「現在の債務」に該当するためには、企業が移転を回避する実際上の能力を有していないこと及び企業が自らの義務の範囲を設定する経済的便益の受取り又は活動を行ったことの両方が要件となっている。当該定義に基づき、企業が移転を回避する実際上の能力を有しているか否かによって債

務が負債の定義に合致するか否かを判断する場合、IAS第37号における債務発生事象を規準とする場合と比較して、より早く負債に該当することになる可能性があると考えられる。

「IASBによるプロジェクトの近況報告(保険会社に対するIFRS9号「金融商品」の適用延期)」

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 保険会社に対するIFRS第9号「金融商品」の強制適用を2021年までに限定して延期すると暫定決定された点については、新たな保険契約基準の強制適用日を想定して決めているようにも考えられ、品質よりもスケジュールを重視した基準開発に繋がり得る点に強い違和感がある。また、今回の暫定決定は異例ではあるが、IFRS第9号自体の実行性に懸念があるため、これらの点を踏まえたご発言をお願いしたい。
  - IASBにおける決定プロセスとして、賛否同数の状況で議長の判断で暫定決定された点に関して、本来は一層の議論を尽くす必要があると思われるが、このような状況で半ば強引に暫定決定された背景についてご説明願いたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 詳細については定かではないが、IASBが、EFRAGによるエンドースメントの助言を踏まえて、欧州においてIFRS第9号の保険会社への適用がカーブアウトされるリスクを勘案したこと等によるものと考えられる。

以 上